

2 国際ブランドルール違反を理由とする、 決済代行業者の他の決済代行業者に 対する金銭債権の請求不許の 主張の当否（消極）

二村浩一

山下・柘・二村法律事務所 弁護士

東京地判令元・8・9 平30（ワ）14635号 譲受債権請求事件 平30（ワ）37318号 譲受債権請求反訴事件 2019WLJPCA08098011

●——事実の概要

1 本訴請求

本件本訴は、原告Xと、被告Y、訴外A及びBを含む複数の決済代行業者が連鎖的に介在するクレジットカード決済取引の中で生じた、AY間の決済代行契約に基づく金銭請求権を譲り受けたと主張するXが、Yに当該譲受債権（本件譲受債権）を請求した事案である。

上記クレジットカード決済取引では、カード会員がAの加盟店でクレジットカード決済を行うと、イシューア、海外アクワイアラー、PSP、シンガポール法人であるX及びB、日本法人であるY及びA、加盟店の順に、手数料を控除した金員が順次支払われ、カード会員は、イシューアにカード利用代金を支払うこととされていた。

上記関係者の間では、カード決済関連サービスについてそれぞれ契約が締結されている。

このうち、AY間の契約は、平成26年9月1日付契約書が存在し、その内容は、要旨以

下のものであった。

①AはYに対し、加盟店サービスを利用する対価として、Aの販売総額に所定の料率を乗じて計算される手数料を支払う。

②Yは、Aによる販売売上データをイシューアに送付してAの売上債権を譲渡する。譲渡は、当該データがイシューアに到着したときになされるものとする。

③Yは、イシューアから上記譲渡債権対価を受領し、①の手数を控除した残金をA指定の預金口座に振り込む方法により支払う。

④A及びYは、相手方の書面による同意なく本契約上の権利、義務もしくは地位を譲渡又は質入れすることはできない。

AX間には、AがXに対し、AY間の以下債権を、譲渡代金1340万3268円で譲渡する旨の平成28年4月18日付債権譲渡契約書が存在する。

①債権額

平成28年4月13日時点元本1340万3268円

②債権発生原因

③平成26年9月1日付加盟店サービス利用契約

書9条2項に定める譲渡債権対価に係る債権(平成28年3月1日から15日発生分)及び同債券から生じた利息、遅延損害金その他一切の債権

また、Y名義のX及びAに宛てた平成28年4月13日付債権譲渡承諾書が存在する。同書には、AX間の平成28年4月13日付債権譲渡契約に基づき、AY間の平成26年9月1日付加盟店サービス利用契約書9条2項によるAのYに対する債権について、平成28年4月13日付でAがXに譲渡したことに付き、加盟店サービス利用契約の定めにかかわらず、民法467条、468条1項本文所定の異議なき承諾をする旨の記載がある。

Xは、Aに対し、平成28年4月18日ころ、1340万3268円を支払った。

以上の事実関係の下で、XがYに対して本件譲受債権の支払を請求したところ、Yは、以下のとおり主張して、Xの請求を争った。

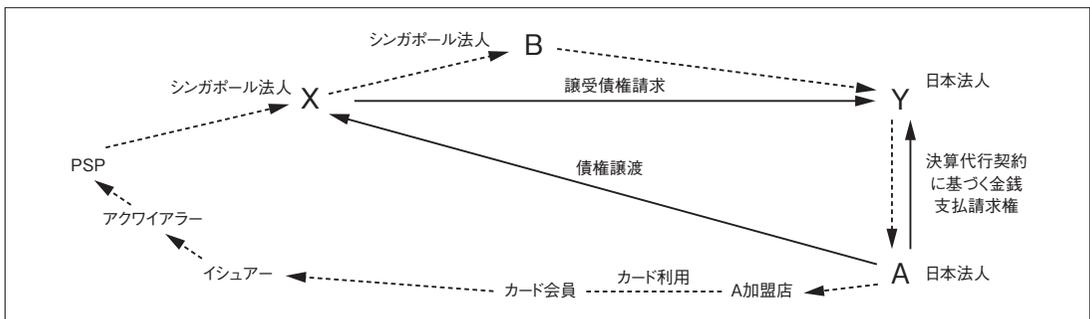
- ①債権譲渡の事実を否認し、仮にあったとしても平成28年4月13日ではなく18日であった。
- ②債権譲渡に対する4月13日付の異議なき承諾も、同日付債権譲渡が存在しないから無効であり、かつ真実の債権譲渡日である4月18日より前になされたから無効である。
- ③本件は、XがBに対する支払を怠り、X、B、

Y、Aの資金の流れが滞ったことからAがXに直接支払を求め、これを実現するためにXがYの債務を免責的に引き受ける意図であったところ、債権譲渡と債務引受の違い理解していなかったことから錯誤に陥って異議なき承諾をしたもので無効である。

④原告がAに対して支払った1340万3268円は、AのYに対する債権の弁済として支払われたものである。

⑤Xは、Xの上位にあるPSPからAのYに対する債権にかかる金員の支払を受けているはずであるから、重ねてYに請求するのは二重請求であって許されない。

⑥クレジットカードはビザやマスターカード等が定めるブランドルールにより運用されているところ、aイシューアから決済代行業務のライセンスを得ずに決済代行業務をしている点、b海外アクワイアラーと契約して、国内加盟店のクレジットカード取引を仲介することはマネーロンダリング防止等の観点から禁止されているところこれに違反している点、c決済代行業者どうしが契約をすることは禁止されているところ、本件では、決済代行業者が複数連鎖的に介在している点、d性風俗店は加盟店となることができないが、A



-----▶ はクレジットカード取引での資金の流れ

の加盟店はほぼ性風俗店である点で、Xはブランドルールに違反しているため、クリーンハンズの原則から、Xの請求は許されない。

2 反訴請求

反訴は、BのXに対するクレジットカード決済代行契約に基づく金銭請求権を譲り受けたと主張するYが、Xに対して当該譲受債権を請求した事案である。

反訴請求については、反訴被告であるXが、本案前の答弁として国際裁判管轄を争った。

●——判旨

1 本訴

請求認容

本判決は、平成28年4月13日に、AY間の加盟店サービス契約に基づく金銭支払請求権がAからXに譲渡されたこと、これに対して、Yが異議なき承諾をしており有効であること、XがAに対して支払った金員は、債権譲渡の対価であり、AY間の債務の弁済ではないことを認定した。

そのうえで、国際ブランドのルールに違反するとのYの主張につき、「仮に原告がブランドルールに違反していたとしても、直ちに被告に対する請求が許されないものではなく」、「被告自身もブランドルールに違反することも考慮すれば」被告の主張は採用できないとした。

2 反訴

請求却下

本判決は、X及びBのいずれもシンガポール法人であり、日本国内に事務所や営業所を有しないこと、義務履行地はシンガポールであるうえ、XB間の契約の準拠法はシンガポール法であり、同法には日本を義務履行地と

する規定は存しないこと、反訴請求の目的物は金銭債権であるところXは差し押さえるべき財産を日本に有しないこと、本訴と反訴の訴訟物は、当事者及び取引地が異なる、別個の契約に基づく債権であり、事実関係及び証拠が異なることなどを指摘し、民事訴訟法3条の2第3項、3条の3第1号、同条第3号及び同146条3項による国際裁判管轄をいずれも否定した。

●——研究

本判決のうち反訴請求については、事実認定と国際裁判管轄に関する民事訴訟法の規定の当てはめに尽きるものであるため、ここでは取り上げないこととし、以下では本訴請求に対する判断について検討を加えることとする。

本判決は、決済代行会社が連鎖的にクレジットカード取引に介在するという、通例的でない取引形態の中で生じた事案を扱っている点、AのYに対する決済代行契約上の金銭債権を譲り受けたXが、ビザやマスターカード等が定めるルールに違反したことを前提として、当該譲受債権の請求の可否を論じている点で、極めて稀なものである。

とはいえ、本判決の争点のほとんどは、事実認定に係るものであり、その認定も書証の記載を基礎としてなされたものであるから、これらの点につき特筆すべき点はない。

また、本判決は、異議なき承諾が債権譲渡日に先行していたとしても、「債権譲渡承諾書において譲渡対象債権や譲受人が明記され、これらが特定されていることから、異議なき承諾の効力は否定されない」としている。だが、当該判示は、民法の一部を改正する法

律(平成29年法律第44号)により改正される前の民法第468条第1項本文に定められた異議なき承諾による抗弁切断効の成否について述べたものではなく、同法第467条第1項の債務者対抗要件について述べたものに過ぎない。すなわち、本件でYは、譲渡人であるAに対して生じていた事由を主張してXの請求を争っておらず、異議なき承諾の効力を争った点は、単に対抗要件欠缺の抗弁を主張したに過ぎない。したがって、本判決の上記判示は、最二判昭28・5・29(民集7巻5号608頁)が「債権譲渡の目的たる債権及びその譲受人がいずれも特定している場合に、債務者が予めその譲渡に同意したとき」には債務者対抗要件を具備するとしたことと軌を一にするものである。

次に、ブランドルール違反に関する部分を見てみよう。

Yは、クレジットカードはブランドルールにより運営されていることから、当該ルールがX及びYを拘束すると主張しているようである。では、ブランドルールはそのような性質のものであろうか。

まず、いわゆる国際ブランドとそのルールについて概観すると、いわゆる国際ブランドについては、Visa、Mastercard、JCBなどを例示することによって説明することが一般である。これは、国際ブランドを明確に定義することが困難であることによるのであるが、さしあたって、現在国際ブランドと認識される者の共通項は、おおむね以下のように整理できると思われる。

①IDカードの番号体系に関する国際標準規格であるISO/IEC7812に従った発行者識別番号(INN)につき、再割当可能条件付大量

保有者(Blockholder)であること

②多数の国の事業者に対して当該INNの再割当てを行っていること

③当該INNを再割当てされた者が発行した支払用カードが利用できる販売業者等を識別するブランド(アクセプタンスマーク)を管理していること

④当該アクセプタンスマークの利用を自ら販売業者等に許諾し又はこれを許諾する権限を他の事業者が付与していること

⑤アクセプタンスマークが付与された販売業者等において支払用カード用いられたときに、その利用に係る情報を処理すること

⑥上記支払用カードの利用に伴う資金の精算を行うこと

これらを行うために、国際ブランドは必要な事項を定めており、これがブランドルールと呼ばれるものである。したがって、ブランドルールは、クレジットカード取引を行う上で不可欠のものであり、その限度では、Yの主張は誤りではない。

だが、ブランドルールが上記INNの再割当てを受けた事業者であるイシューア及び上記アクセプタンスマークの利用許諾権限を与えられたアクワイアラーを拘束するのは、国際ブランドとの契約によりこれを遵守することが義務付けられているからである。

ところが、X、Y、A及びBのいずれも国際ブランドと契約関係にないうえ、イシューア又はアクワイアラーとも直接の契約関係にないのであるから、これらの者からブランドルールの遵守を義務付けられているものではない。

さらに、一連のクレジットカード取引に係る契約内容としてブランドルールを遵守することを内容とする明示的な合意は認定されて

いない。

とはいえ、国際ブランドのルールは、当該国際ブランドがついたクレジットカード取引を遂行する上での重要な事項を定めているものである。そこで、クレジットカード取引に介在する者にとって当然に順守すべき規範であるかについてみると、例えば、本件債権譲渡当時有効なVisa Core Rules（2015年4月15日版）では、VisaのルールはVisaのメンバーとその代理人に適用されるものであり第三者に対して適用されない旨を明記している。

また、Visaのルールはごく一部の例外を除き公表されておらず、かつイシューアークワイアラーに対しては守秘義務が課せられている。例えば、Visa Core Rules and Visa Product and Service Rulesは、全体の3分の2ほどは公表されているものの、それ以外の部分は非公表であるうえ、Visa Supplemental Requirementsなどの下位規範は一切公表されていない。加えて、Visaのルールは頻繁に改訂されている。

さらに、国際ブランドのルールに含まれる条項の解釈も国際ブランドが定めるところによる。例えば、本件訴訟でYは、海外アクワイアラーと契約し国内加盟店のクレジットカード取引を仲介することはブランドルールに違反すると主張している。ところが、少なくとも平成26年ころVisaが越境取引を制限していたのは、イシューアークワイアラーに対するライセンス付与が国および地域別になされていることに対応したものであり、その商圏の保護のためであった（2014年度第5回産業構造審議会割賦販売小委員会での松田ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社松田取締役次席代表（当時）の発言参照）。このため、商圏の保護に支障がない場合などに

は、必ずしも越境取引が禁止されるものではなかったものである。

このように国際ブランドのルールは、第三者にとっては内容を把握することができないものであるから、クレジットカード取引に介在するというだけで、一般的にブランドルールに拘束される意思を有するとは解しがたい。

それゆえ、例えば、ブランドルールが事実たる慣習（民法92条）としてクレジットカード取引に介在する者の当該取引に係る契約内容を構成することになると解することもできない。

結局、本件においてブランドルール違反を主張し譲受債権の請求が許されないとするYの主張は、X及びYとの関係でブランドルールが規範性を有する根拠を何ら主張していないものであった。

加えて、ブランドルールの内容としてYの主張する点も、必ずしも正鵠を射ていない。例えば、Yは、決済代行業務を行うにはイシューアークワイアラーからライセンスを得る必要があるとしているが、決済代行は加盟店側の業務であるため、イシューアークワイアラーからの許諾の有無は問題とならない。また、性風俗店は加盟店となることはできないとしている点も、ブランドルールは知的財産権を侵害する商品や違法薬物など、現地で違法となる商品やサービスの取扱いは禁止しているが、性風俗であることだけで当然に取扱いを禁止しているものではない。

要するに、ブランドルールYの主張は、本案との関係では無意味かつ不正確であったものであり、本件判決が、「仮に原告がブランドルールに違反していたとしても、直ちに被告に対する請求が許されないものではない」とした点は、至極当然の判断というべきである。